

倫理つれづれ (11)

「原子力学会」の倫理規程のもつ「らしさ」

みなさんは倫理規程を読まれたことはありますか？このコラムを読んでくださっている方には、きっと規程をじっくりと読み、それについて考えてくださったことがある方も多いのではないかと思います。どうでしょう。私は、講義や講演の際に、よく参加者へ規程の認知度をお伺いするのですが、それによると、規程の存在についてはだいたい認知されてきたものの、実際に倫理規程を読んだことがある方というのはほとんどいらっしゃらない。熟読し、考えたことがある方は、ほんの一握りというのが現実のようです。

そうした現状を踏まえ、今回のコラムは規程そのものを取り上げます。2006年1月号掲載の倫理つれづれ(3)において、すでに原子力学会の倫理規程の特徴のうち2点、①憲章で謳っている内容を、より具体的に記し、考えてほしい点を明確にした「行動の手引」が含まれた前文・憲章・行動の手引の3つにより成り立っていること。②より時代に即した内容、理解のし易さ等がなされるよう継続的な改訂をしていることを挙げましたが、特徴はそれだけではありません。原子力学会の倫理規程は「原子力学会らしさ」を持っているのです。といっても、倫理規程がそれを保有する組織らしさを有していることなど当たり前ではないかと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、他の学協会、あるいは企業等組織が定めている倫理規程(もしくはそれに相当する憲章等)を見てみると、必ずしもその組織らしさを有しているとは限りません。組織構成員すべてに当てはまるようにしようとの検討が過ぎた結果ではないかと思うのですが、まったくその組織らしさが感じられない規程も少なくないのです。そこで、今回は、倫理規程のうち憲章を全文掲載し、みなさまに「原子力学会」の倫理規程をじっくり味わっていただくと思います。

日本原子力学会倫理規程：憲章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るよう努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会的信頼を得るよう努める。
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。
7. 会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しない範囲で、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。

8. 会員は、原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。



いかがですか？他の複数の規程と比較できれば、より「らしさ」が明確になり、理解が深まると思うのですが、たとえば以下のような点が「らしさ」です。

(1)主語がある(日本語の特徴ですが、規程にはしばしば主語がないものも存在しています)。(2)原子力の平和利用(技術の軍事転用の禁止)について謳っている(1条)。(3)「社会」、「信頼」という言葉が多用されている。(4)関係者の専門能力の向上を謳っている(3条)。(5)能力の把握と、その超過業務に関する戒めを謳っている(4条)。(6)情報公開/説明責任を謳っている(5条)。(7)業務に従事することへの誇りを謳っている(8条)。

これらは、他の組織にはまったく関係のない、原子力特有のものではありません。しかし、憲章には、重要だと思えるものすべてを並べるわけにはいきません。限られた数の中で挙げられている内容は、すなわち本規程の「らしさ」となり、この「らしさ」は、原子力技術の専門家集団である学会の現状、抱えている問題、悩み等を反映した結果なのです。

倫理委員会も第3期に入り、まもなく10ヶ月が経とうとしており、現在、倫理委員会では、3回目の改訂に向け、委員各自が規程を読み込んでいる段階です。しかし、規程の改訂は委員会の任務ではあるものの、委員だけが意見を出し合っているものではありません。規程に関するご意見は、公衆審査(たとえば改訂案を提示した時)の時期だけではなく、随時受け付けていますので、ぜひ会員のみならずはもちろん、より多くの方に原子力学会の倫理規程を読み、考えていただき、忌憚ないご意見をいただければと思います。

(倫理委員会・大場恭子)

^{a)}委員会ホームページ内にある規程の用語解説(URL: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/glossary.html>)に、「自ら属する組織及びその組織の構成員、株主、顧客、取引先、地域の住民の方々、行政機関、マスメディアなど、会員の行為に関心をもつか又はその影響を受ける個人または組織をいう。関係者には、直接/間接の利害関係は無いが、会員の行為に関心を持っている個人または組織も含まれる」と説明されています。

^{b)}用語解説にて、「ある特定の業務の遂行に必要な知識、技能、資源などの能力をいうが、この能力には科学技術に関するものだけではなく、業務に関する法規制要求事項の知識、業務に関するリスク評価の技能も含まれている」と説明されています。

^{c)}規程あるいは委員会へのご意見は、学会倫理委員会宛にお送りください。なお、E-mailはatom@aesj.or.jpです。